

食品安全委員会第 416 回会合議事録

1. 日時 平成 24 年 1 月 26 日（木） 13：58～15：10

2. 場所 大会議室

3. 議事

(1) 食品安全基本法第 24 条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理

機関からの説明について

・農薬 9 品目（⑨はポジティブリスト制度関連）

- | | |
|-----------|------------|
| ①サフルフェナシル | ②シアゾファミド |
| ③スピネトラム | ④ピラクロストロビン |
| ⑤フルベンジアミド | ⑥ペンディメタリン |
| ⑦ペンフルフェン | ⑧ボスカリド |
| ⑨フルオリミド | |

・農薬及び動物用医薬品 2 品目（⑩及び⑪はポジティブリスト制度関連）

- | | |
|-----------|---------|
| ⑩テフルベンズロン | ⑪シハロトリン |
|-----------|---------|

(厚生労働省からの説明)

・農薬 9 品目（①～⑨はポジティブリスト制度関連）

(①～⑨は飼料中の残留農薬基準関連)

- | | |
|---------|---------------|
| ①エチオン | ②カルボフラン |
| ③キャプタン | ④ダイアジノン |
| ⑤ホスメット | ⑥ホレート |
| ⑦シハロトリン | ⑧ジクロールボス及びナレド |
| ⑨アラクロール | |

(農林水産省からの説明)

・動物用医薬品 1 品目（ポジティブリスト制度関連）

スルファジミジン

(厚生労働省からの説明)

- ・ 特定保健用食品 3 品目
 - ① コタラエキス
 - ② キシリトール オーラテクトガム<クリアミント>
 - ③ キシリトール オーラテクトガム<スペアミント>
- (消費者庁からの説明)
- (2) 食品安全基本法第 24 条の規定に基づく委員会の意見について
- ・ 農薬「トリフルラリン」に係る食品健康影響評価について
 - ・ 農薬「フルチアニル」に係る食品健康影響評価について
 - ・ 農薬「メタゾスルフロン」に係る食品健康影響評価について
- (3) 食品安全モニターからの報告（平成 23 年 9 月、10 月分）について
- (4) その他

4. 出席者

(委員)

小泉委員長、熊谷委員、長尾委員、野村委員、畑江委員、廣瀬委員、村田委員

(説明者)

厚生労働省 基準審査課 茂野課長補佐

農林水産省 池田畜水産安全管理課長

消費者庁 増田食品表示課長

(事務局)

栗本事務局長、本郷事務局次長、井原総務課長、坂本評価課長、北池勧告広報課長、

新本情報・緊急時対応課長、篠原リスクコミュニケーション官、前田評価調整官

5. 配付資料

資料 1-1 食品健康影響評価について

資料 1-2 「サフルフェナシル」、「シアゾファミド」、「スピネトラム」、「ピラクロストロビン」、「フルベンジアミド」、「ペンディメタリン」、「ペンフルフェン」、「ボスカリド」、「フルオルイミド」、「テフルベンズロン」、「シハロトリン」及び「スルファジミジン」の食品安全基本法第 24 条に基づく食品健康影響評価について

- 資料 1-3 「エチオン」、「カルボフラン」、「キャプタン」、「ダイアジノン」、「ホスメット」、「ホレート」、「シハロトリン」、「ジクロロボス及びナレド」並びに「アラクロール」の食品安全基本法第 24 条に基づく食品健康影響評価について
- 資料 1-4 「コタラエキス」、「キシリトール オーラテクトガム<クリアミント>」及び「キシリトール オーラテクトガム<スペアミント>」の食品安全基本法第 24 条に基づく食品健康影響評価について
- 資料 2-1 農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について<トリフルラリン>
- 資料 2-2 農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について<フルチアニル>
- 資料 2-3 農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について<メタゾスルフロン>
- 資料 3 食品安全モニターからの報告（平成 23 年 9 月、10 月分）について

6. 議事内容

○小泉委員長 ただ今から「第 416 回食品安全委員会会合」を開催いたします。

本日は 7 名の委員が出席です。

また、厚生労働省から基準審査課 茂野課長補佐、農林水産省から池田畜水産安全管理課長、消費者庁から増田食品表示課長に御出席いただいております。

それでは、お手元にございます「食品安全委員会（第 416 回会合）議事次第」に従いまして、本日の議事を進めたいと思います。

まず、資料の確認を事務局からお願いいたします。

○井原総務課長 本日の資料は 8 点ございます。

資料 1-1 がリスク管理機関側からの評価要請書でございます。それから、資料 1-2 から資料 1-4 までがその関連資料。

資料 2-1 から資料 2-3 までが「農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について」。

資料 3 が、昨年 9 月、10 月分の「食品安全モニターからの報告」に関する資料。

以上でございます。不足等ございませんでしょうか。

○小泉委員長 よろしいでしょうか。

(1) 食品安全基本法第 24 条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

○小泉委員長 それでは、議事に入ります。

「食品安全基本法第 24 条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について」です。

資料 1-1 にありますとおり、厚生労働大臣から 1 月 19 日付で農薬 9 品目、農薬及び動物用医薬品 2 品目並びに動物用医薬品 1 品目について、それから農林水産大臣から 1 月 20 日付で農薬 9 品目について、内閣総理大臣から 1 月 20 日付で特定保健用食品 3 品目について、それぞれ食品健康影響評価の要請がありました。

それでは、まず農薬 9 品目、農薬及び動物用医薬品 2 品目並びに動物用医薬品 1 品目について、厚生労働省の茂野課長補佐から説明をお願いいたします。

○茂野課長補佐 それでは御説明させていただきます。

資料 1-2 をごらんください。

今回、12 剤の農薬等につきまして食品等の残留基準設定の検討を開始するに当たりまして、食品安全基本法第 24 条第 1 項、第 2 項に基づきまして食品健康影響評価を依頼するものでございます。

1 剤目、「サルフェナシル」でございます。

本品目は、今回新たな作物に関係企業からインポートトレランス申請がございまして、その検討をするものでございます。

用途は除草剤でございまして、日本においては登録がございません。JMPR の毒性評価は ADI が 0.05 で、国際基準はございません。諸外国では、これらの国に穀類、豆類などに基準がございません。今回、米国に基準のある綿実等に基準設定の要請がございまして、食品安全委員会では過去に 1 回評価をいただいております、ADI は 0.009 mg/kg 体重/day という結果になってございます。

続きまして 2 剤目、「シアゾファミド」でございます。

本品目は、今回、新たな作物に農林水産省から適用拡大申請に係る基準値設定要請がございまして、その検討をお願いするものでございます。

用途は殺菌剤でございまして、日本での登録はばれいしょ、ぶどう等にございますが、今回、はつかだいこん、はたけな、もも、ネクタリンへの適用拡大申請があったというものでございます。JMPR の毒性評価はなく、国際基準もございません。諸外国では、これらの国ににんじん、かぼち

やなどに基準がございます。食品安全委員会では過去に5回評価いただいております、ADIは0.17 mg/kg 体重/day という結果になってございます。

続きまして3剤目、「スピネトラム」でございます。

本品目は、今回、新たな作物に農林水産省から適用拡大申請に係る基準値設定要請がございました。また、関係企業からインポートトレランス申請がございまして、その検討をするものでございます。

用途は殺虫剤でございまして、日本での登録は稲、トマト等でございますが、今回、だいこん、はくさい、こまつな、カリフラワー、ブロッコリー、たまねぎ、アスパラガス、ピーマン、きゅうり、メロン、かんきつ、ネクタリン、すもも、おうとう、ブルーベリー、ぶどうへの適用拡大申請があったというものでございます。JMPRの毒性評価はADIが0.05で、国際基準はレタス、トマト等でございます。諸外国では、これらの国にだいで、にんじんなどに基準がございます。今回、米国に基準のあるばれいしょ等に基準値設定の要請がございました。

めくっていただきまして、食品安全委員会での評価等でございますが、過去に2回評価いただいております、ADIは0.024 mg/kg 体重/day という結果になってございます。

続きまして4剤目、「ピラクロストロビン」でございます。

本品目は、今回、新たな作物に農林水産省から適用拡大申請に係る基準値設定要請がございまして、また関係企業からインポートトレランス申請がございまして、その検討をするものでございます。

用途は殺菌剤でございまして、日本での登録はりんご、もも等でございますが、今回、トマト、ミニトマト、ピーマン、ししとう、いちご、茶への適用拡大申請があったというものでございます。JMPRの毒性評価はADIが0.03で、国際基準は小麦等でございます。諸外国では、これらの国にブロッコリー、ももなどに基準がございます。今回、ブラジルに基準のあるさとうきび、米国に基準のあるブロッコリーなどに基準値設定の要請がございまして、食品安全委員会では過去に2回評価いただいております、ADIは0.034 mg/kg 体重/day という結果になってございます。

続きまして5剤目、「フルベンジアミド」でございます。

本品目は、今回新たな作物に農林水産省から適用拡大申請に係る基準値設定要請がございまして、また関係企業からインポートトレランス申請がございまして、その検討をするものでございます。

用途は殺虫剤でございまして、日本での登録はもも、キャベツなどがございますが、今回、とうもろこし、そば、あずき、やまのいも、かぶ、わさびだいこん、メキャベツ、非結球あぶらな科葉菜類、カリフラワー、なばな類、にんじん、とうがらし類、しょくようほおずき、メロン、にがう

り、オクラ、しょうが、豆類、さやえんどう、ヤングコーン、やまのいも（むかご）、かんきつ、小粒核果類、かき、キウイフルーツへの適用拡大申請があったというものでございます。

1 枚めくっていただきまして、JMPR の毒性評価でございますけれども、ADI が 0.02 で国際基準はございません。諸外国では、これらの国にうり科野菜、トマトなどに基準がございます。今回、米国に基準のあるナッツ等に基準設定の要請がございます。食品安全委員会では過去に 3 回評価いただいております、ADI は 0.017 mg/kg 体重/day という結果になってございます。

続きまして 6 剤目、「ペンディメタリン」でございます。

本品目は、今回新たな作物に農林水産省から適用拡大申請に係る基準値設定要請がございまして、その検討を行うものでございます。

用途は除草剤でございまして、日本での登録ははくさい、にんじんなどがございますが、今回、そば、しょうがへの適用拡大申請があったというものでございます。JMPR の毒性評価はなく、国際基準もございません。諸外国では、これらの国ににんじん、りんごなどに基準がございます。食品安全委員会では過去に 1 回評価いただいております、ADI は 0.12 mg/kg 体重/day という結果になってございます。

続きまして 7 剤目、「ペンフルフェン」でございます。

本品目は新規剤でございまして、農林水産省から新規登録申請に係る基準値設定要請と魚介類への基準値設定要請がございまして、その検討を行うものでございます。

用途は殺菌剤でございまして、今回、稲、ばれいしょへの新規登録申請、また魚介類への基準値設定要請があったというものでございます。JMPR の毒性評価はなく、国際基準もございません。諸外国でもこれらの国に基準がございません。今回、食品安全委員会で初めて評価をお願いする品目でございます。

続きまして 8 剤目、「ボスカリド」でございます。

本品目は、今回新たな作物に農林水産省から適用拡大申請に係る基準値設定要請がございまして、その検討を行うものでございます。

用途は殺菌剤でございまして、日本での登録はりんご、いちごなどがございますが、今回小麦、てんさい、食用ぎく、さやいんげん、茶への適用拡大申請があったというものでございます。JMPR の毒性評価では ADI が 0.04 で、国際基準はりんご、ぶどう等がございます。諸外国では、これらの国にりんご、ぶどうなどに基準がございます。食品安全委員会では過去に 3 回評価いただいております、ADI は 0.044 mg/kg 体重/day という結果になってございます。

以降、9 剤目から 12 剤目でありますけれども、これらの剤はポジティブリスト導入時に暫定基

準が設定されたもので、すべて食品安全委員会で初めて評価をお願いする品目です。

9 剤目、「フルオリミド」でございます。

本品目は、今回新たな作物に農林水産省から適用拡大申請に係る基準値設定要請がございまして、暫定基準の見直しとともに、その検討を行うものでございます。

用途は殺菌剤でございまして、日本での登録はかき、茶にございます。今回、りんごへの適用拡大申請があったというものでございます。JMPR の毒性評価はなく、国際基準もございません。諸外国でもこれらの国に基準はございません。

続きまして 10 剤目、「テフルベンズロン」でございます。

本品目は、今回新たな作物に農林水産省から適用拡大申請に係る基準値設定要請がございまして、暫定基準の見直しとともにその検討を行うものでございます。

用途は、農薬として殺虫剤、動物用医薬品としては外部寄生虫駆除剤でございまして、日本での登録はだいた、もも等にございますが、今回、葉ごぼうへの適用拡大申請があったというものでございます。また、動物用医薬品としては承認されておりません。JMPR の毒性評価では ADI が 0.01 で、JECFA の毒性評価はなく、国際基準は仁果類、キャベツなどにございます。諸外国では EU に仁果類、ばれいしょなどで基準がございます。

続きまして 11 剤目、「シハロトリン」でございます。

本品目は、今回暫定基準の見直しについて検討するものでございます。

用途は、農薬として殺虫剤、動物用医薬品としてはダニ駆除剤でございまして、日本での登録はばれいしょ、キャベツ等にございます。また、動物用医薬品としては承認されておりません。JMPR の毒性評価は ADI が 0.02 で、JECFA の毒性評価は ADI が 0.005 で、国際基準は米、もも等にございます。諸外国では、これらの国にアルファルファ、プラムなどで基準がございます。

続きまして 12 剤目、「スルファジミジン」でございます。

本品目は、今回、暫定基準の見直しについて検討するものでございます。

用途は合成抗菌剤、サルファ剤でございまして、日本での承認は豚にございます。JECFA の毒性評価は ADI が 0.05 で、国際基準は牛等にございます。諸外国ではこれらの国に牛、豚などで基準がございます。

最後のページでございますが、過去に評価をいただいた品目につきまして、今回提出した追加データリストがございます。「ピラクロストロビン」、「フルベンジアミド」、「ボスカリド」につきましては、作物残留試験以外の各毒性試験等のデータが追加で提出されているという状況でございます。

私からの説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○小泉委員長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、農薬9品目について農林水産省の池田課長から説明をお願いいたします。

○池田畜水産安全管理課長 農林水産省の池田でございます。よろしくお願いいたします。

お手元の資料1-3をごらんいただきたいと思います。

本日は、殺虫剤、それから除草剤の9品目につきまして食品健康影響評価をお願いしたいと思っております。お願いをする物質は、2.のところでございます。9品目ございますが、いずれもポジティブリスト制度の導入に際しまして、飼料原料であります穀類とか牧草、こういったものを対象にして暫定的に残留基準を設定しているものでございます。

物質は、(1)から(8)までが殺虫剤でございますが、「エチオン」、「カルボフラン」、「キャプタン」、「ダイアジノン」、「ホスメット」、「ホレート」、「シハロトリン」、「ジクロールボス及びナレド」、「アラクロール」でございます。

これらのうち「シハロトリン」につきましては、ただ今厚生労働省のほうから御説明がございました。残りの8品目につきましても、既に厚生労働省のほうから食品健康影響評価がなされているというところでございますが、農林水産省といたしましても、代謝試験、あるいは移行試験につきまして資料が整いましたので、本日評価をお願いをするということでございます。

以上でございます。

○小泉委員長 ありがとうございます。ただ今の説明の内容につきまして御意見・御質問ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ただ今厚生労働省から御説明いただいたもののうち、農薬「サフルフェナシル」、「シアゾファミド」、「スピネトラム」、「ピラクロストロビン」、「フルベンジアミド」、「ペンディメタリン」及び「ボスカリド」の7品目、それから農林水産省から御説明いただいたもののうち農薬「アラクロール」1品目につきましては、食品安全委員会が既に食品健康影響評価の結果を有しておりますので、平成21年10月8日付の委員会決定「食品安全委員会が既に食品健康影響評価の結果を有している評価対象について、食品安全基本法第24条の規定に基づき意見を求められた場合の取扱いについて」の適用を受けるものと認められます。

また、今回の諮問に当たりまして試験成績が追加提出されておりますので、同委員会決定の1の

(2)の規定によりまして、担当委員の廣瀬さんから、これら8品目に関しまして、厚生労働省及び農林水産省からの説明並びに今回追加で提出されました資料に基づきまして、既存の評価結果に影響が及ぶかどうかについて御説明お願いいたします。

○廣瀬委員 それでは、資料1-2の一番最後のページの別添2をごらんください。

まず「サフルフェナシル」、「シアゾファミド」、「スピネトラム」の3品目につきましては、作物残留試験の結果のみが追加されているため、既存の評価結果に影響を及ぼすとは認められないと考えます。

次に、「ペンディメタリン」ですが、本剤につきましては、今回追加された試験は作物残留試験の結果のみですが、昨年行われた他の評価要請に基づき、農薬専門調査会で審議中であるということから、本件を併せて審議していただいたらどうでしょうか。

それから、次に「ピラクロストロビン」、「フルベンジアミド」、「ボスカリド」及び「アラクロール」の4品目につきましては、作物残留試験の結果に加えて、まず「ピラクロストロビン」ではマウス発がん性7カ月終了試験。これは聞きなれない名前ですが、既に評価が終わっておりますマウスの発がん性試験で、最高用量でも毒性影響として体重増加の抑制しか認められなかったということから、より高用量で本試験を行ったということではありますが、やはり体重増加の抑制が強く、強く発現したということで、当局と相談して7カ月で試験を終了したと聞いております。それから、代謝物の染色体異常試験、遺伝子突然変異試験の結果ですね。

次に、「フルベンジアミド」につきましては、ラット急性神経毒性試験、V79細胞を用いた遺伝子突然変異試験、ラット小核試験、マウスを用いた眼の発達試験。この試験につきましては、既に評価が終わっておりますラットの2世代、あるいは1世代の繁殖試験で児動物に眼球の異常が認められているという関係で、この試験を追加してきたと考えられます。それからラットの免疫毒性試験、植物代謝試験の結果が、次に「ボスカリド」につきましてはラット発達神経毒性試験の結果、そして「アラクロール」につきましては家畜代謝試験、家畜移行試験の結果がそれぞれ追加されているため、現時点で既存の評価結果に影響を及ぼす可能性があると思われれます。

以上です。

○小泉委員長 ありがとうございます。それでは、ただ今の御説明によりますと、「サフルフェナシル」、「シアゾファミド」、「スピネトラム」の3品目につきましては、既存の評価結果に影響を及ぼす可能性があるとは認められないということですので、専門調査会による調査審議を経るこ

となく、委員会において評価対象を評価することとしてよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○**小泉委員長** また、「ペンディメタリン」につきましては、現在行われている同剤の審議と併せて農薬専門調査会で審議することといたします。

「ピラクロストロビン」、「フルベンジアミド」、「ボスカリド」及び「アラクロール」の4品目につきましては、現時点で既存の評価結果に影響を及ぼす可能性があると思われれるとのことで、農薬専門調査会で調査審議させることとしてよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○**小泉委員長** 分かりました。それでは、「サフルシェナシル」、「シアゾファミド」、「スピネトラム」の農薬3品目につきましては、今後、委員会において審議を行い、必要に応じて評価書を改訂することといたします。

また、「テフロベンズロン」及び「シハロトリン」の農薬2品目につきましては、まず先に農薬専門調査会で審議を行った後に動物用医薬品専門調査会で審議を行うこととし、その他の農薬14品目につきましては農薬専門調査会において審議をすることといたします。

それから、動物用医薬品「スルファジミジン」につきましては、肥料・飼料等専門調査会において審議することといたします。

茂野課長補佐、池田課長、どうもありがとうございました。

続きまして、特定保健用食品3品目につきまして、消費者庁の増田課長から御説明をお願いいたします。

○**増田食品表示課長** 消費者庁の増田でございます。よろしくお願いたします。

お手元の資料1-4になります。

まず初めに「コタラエキス」でございます。

本製品につきましては、平成21年9月25日付で、コタラヒムブツ由来のチオシクリトールを関与成分とする特定保健用食品の表示許可申請がなされたものでございます。今般、消費者委員会の新開発食品評価第一調査会における審議が終了したことから、健康増進法に規定する特別用途表示

の許可等に関する内閣府令第4条第1項の規定に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものでございます。

製品の概要でございますが、商品名は「コタラエキス」、食品の種類といたしましては粉末清涼飲料となっております。関与成分はコタラヒムブツ由来のチオシクリトール、一日摂取目安量は2包（4g）、特定の保健の用途といたしましては、食後の血糖値が気になる方に適するとしております。

関与成分であるコタラヒムブツ由来のチオシクリトールは、「コタラヒムブツ」という木の幹を熱水抽出した液を乾燥、粉末化して得られますコタラヒムブツエキス末に含有されております。

作用機序に関しましては、*in vitro* における試験、動物を用いた試験及びヒトにおける試験により、小腸での α -グルコシダーゼ阻害による食後血糖の上昇抑制効果であると考えられたとしております。

有効性に関しましては、空腹時血糖値正常高値、境界型及び2型糖尿病患者62名を対象に、二重盲検・クロスオーバー法による米飯負荷試験を実施した結果、被験飲料摂取により食後の血糖値及びインスリンの上昇を有意に抑制したとしております。

今後の予定に関しましては、食品安全委員会の食品健康影響評価結果を受けた後に、消費者委員会新開発食品調査部会において審議する予定となっております。

続きまして、「キシリトール オーラテクトガム<クリアミント>及び<スペアミント>」の2品目について説明いたします。

本製品につきましては、平成21年12月22日付でマクロカルパールCを関与成分とする特定保健用食品の表示許可申請がなされたものでございます。今般、消費者委員会の新開発食品評価第二調査会における審議が終了したことから、健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令第4条第1項の規定に基づきまして、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものでございます。

製品の概要でございますが、商品名は「キシリトール オーラテクトガム<クリアミント>」と「キシリトール オーラテクトガム<スペアミント>」となっております。食品の種類といたしましてはチューインガム、関与成分はマクロカルパールC、一日摂取目安量は10粒（15g）、特定の保健の用途といたしましては、歯ぐきの健康が気になる方に適するとしております。

関与成分のマクロカルパールCは、ユーカリの葉から得られるユーカリ抽出物に含有されております。

作用機序に関しましては、*in vitro* 試験における試験、動物を用いた試験及びヒトにおける試

験により、マクロカルパールCは歯肉炎や歯周病の炎症にかかわる連鎖球菌に対する生育阻害効果、歯垢の形成に関与するグルコシルトランスフェラーゼ阻害効果、タンパク分解酵素阻害効果等の機能を有しており、これらの複合的な効果により歯肉の炎症症状を改善すると考えられたとしております。

有効性に関しましては、歯肉に炎症を有する20～49歳の被験者97名を対象に、プラセボガムを対照とした二重盲検並行群間比較試験を行った結果、歯周病の評価指標（歯垢の付着、歯肉の炎症、歯周ポケットの深さ、歯周ポケットの出血）においてプラセボガム群との間に有意な改善効果が確認されたとしております。

今後の予定に関しましては、食品安全委員会の食品健康影響評価結果を受けた後、消費者委員会新開発食品調査部会において審議する予定となっております。

以上につきまして、御審議よろしくお願いいたします。

○小泉委員長 ありがとうございます。ただ今の説明の内容について御意見・御質問ございましたらお願いいたします。

○村田委員 この「コタラヒムブツ」という木はどんなものかというのと、その有効成分のチオシクリトールも化合物的にどんなものなのかというのが1つと、それから、この幹を熱水抽出したものが製品になっているみたいですが、これは食経験か何かはあるものなののでしょうか。その2点、教えてください。

○増田食品表示課長 この「コタラヒムブツ」は、スリランカに生息しております「サラシア・レティキュラータ」という低木でございます。

食経験につきましては、「コタラヒムブツ」の原産地でありますスリランカでは、ハーブティーやおかゆの原料としており、主に煮出す方法、つまり熱水抽出により調理されたものを食しているということでございます。古くから日常的に食されている食材の一つであり、現在でもスーパーやハーブショップなどで、主にティーバッグの形態で販売されているということで、生活に密着した食品と位置付けられております。

○村田委員 「チオシクリトール」ってどんなものか、分かったら教えていただけますでしょうか。テルペンとかポリフェノールとか、そういうレベルでも結構ですけれども。

○増田食品表示課長 後ほど、構造式等について資料を提出いたします。

○小泉委員長 分かりましたら、またお教えてください。よろしいですか。

○村田委員 ありがとうございます。結構です。

○小泉委員長 ほかに何か御意見・御質問ございませんか。

ちょっと教えていただきたいのですが、スリランカではどういう目的で常用されているのでしょうか。

○増田食品表示課長 いただいた資料によりますと、ハーブティー、おかゆに使われているということですので、一般的な食生活上使用していると聞いております。

○小泉委員長 血糖を抑える作用があるということが分かったということでしょうか。

○増田食品表示課長 現地でも健康に効果があるといったことは伝承的に言われているようでございます。

○小泉委員長 ありがとうございます。ほかに何か御意見・御質問ございませんか。よろしいでしょうか。

それでは、本3件につきましては新開発食品専門調査会において審議することといたします。

増田課長、どうもありがとうございました。

○増田食品表示課長 どうもありがとうございました。よろしく申し上げます。

(2) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

○小泉委員長 次の議事に移ります。

「食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について」です。

本3件につきましては、専門調査会における審議、意見・情報の募集の手続が終了しております。それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○坂本評価課長 それでは、お手元の資料2-1から資料2-3に基づきまして御説明いたします。

まず資料2-1をお願いいたします。農薬「トリフルラリン」の評価書でございます。

9ページをお願いいたします。9ページの下の方、7. といたしまして開発の経緯がございます。このものは除草剤の一種でございます、我が国では1966年に登録されており、今回、魚介類への残留基準値の設定が依頼されたということでございます。

22ページの半ばに6. といたしまして作物等残留試験がありまして、こちらの(2)魚介類における最大推定残留値でございますが、0.454 mg/kg ということでございました。

24ページから毒性試験の関係になっておりまして、28ページの下の方から、11. といたしまして慢性毒性試験及び発がん性試験がございます。

この(1)1年間慢性毒性試験、イヌの試験でございますが、こちらがADIの設定根拠となった試験でございます、次の29ページに記載がありますが、無毒性量は2.4 mg/kg 体重/日と考えられたということでございます。

30ページに(5)として2年間慢性毒性/発がん性併合試験(ラット)がございます。こちらでは腎臓への所見がございました。そして無毒性量が雄では求められていないということでございます。

35ページをお願いいたします。14. その他の試験の(1)腎毒性試験(ラット)でございますが、こちらでは雄ラットの腎毒性の無毒性量が求められまして、10.1 mg/kg 体重/日と考えられておりまして、2年間試験の無毒性量も、この近傍であろうと考えられているということでございます。

31ページに戻っていただきまして、(6)としてマウスでの2年間慢性毒性/発がん性併合試験がございます。そして、その下に(7)2年間発がん性試験(マウス)がございますが、発がん性は認められていないということでございます。

32ページの12. として生殖発生毒性試験がございますが、繁殖能への影響、催奇形性は認められていないということでございます。

34ページから13. として遺伝毒性試験がございますが、提出された試験は陰性で、EFSAによって一部陽性の試験成績があったという報告もございますが、入手できた実データを評価した結果、このものに問題となるような遺伝毒性はないと考えられております。

38 ページから食品健康影響評価でございます。農産物、畜産物及び魚介類における暴露評価対象物質につきましては親化合物のみという設定でございます。

ADI につきましては、39 ページでございますが、イヌの慢性毒性試験に基づきまして 0.024 mg/kg 体重/日という設定でございます。

この資料の最後から2枚目をお願いいたします。右肩に「参考」とあるページでございますが、本件につきまして1月6日まで御意見・情報の募集を行いましたところ、2通の御意見がありました。

意見1でございますが、ベトナムの海老の養殖池では、藻の除去のためにこのものが使用されているということ、しかしとして、魚介類の基準値(0.001 ppm)は、農産物の基準値や畜産物の基準値に比較して、あまりにも厳し過ぎるのではないのでしょうか、科学的な根拠を踏まえても、魚介類への基準値は少なくとも0.01 ppm以上に改定されるべきと思います、という御意見でございます。

意見2は、ADI値の設定は理解しました、しかしということで、このものの化学的性状において、脂溶性が高い様子ということ、それから魚類への残留が容易に想定されるという御指摘がございます。行政側に対し、小河川への当該物質への流出を防ぐべく、対策を業者側とも協議してほしいと感じました、という御意見でございます。

そして、畜産動物の可食部分に多少なりとも当該物質の残留があるデータがあることをかんがみれば、上記の問題も含め、食品衛生上から問題になりうるのかどうか真摯に議論してほしいということ。一般人とりわけ子供群は無差別に曝露に対し、どのような議論をつみかさねるのか、今後の問題点と感じました、という御意見でございます。

回答でございますが、いずれもいただいた御意見がリスク管理に係る内容と考えられましたことから、リスク管理機関である厚生労働省、農林水産省、環境省にお伝えいたしますという回答でございます。

最後のページに変更点がございます。まとめの記載での主要な毒性所見の追記、誤記の修正でございます。

続きまして資料2-2をお願いいたします。「フルチアニル」の農薬評価書でございます。

資料の6ページをお願いいたします。下の方に7. といたしまして開発の経緯がございます。このものは殺菌剤の一種でして、次のページになりますが、きゅうり、なす等に新規に農薬の登録申請があったということでございます。

8ページから安全性に係る試験の概要となっております。説明を少し省略させていただきまして、

毒性試験の関係が 22 ページからになっておりまして、25 ページをお願いいたします。

25 ページの半ばから、11. といたしまして慢性毒性試験及び発がん性試験がございます。こちらの(2) 2年間慢性毒性/発がん性併合試験(ラット)でございますが、記載は 26 ページになりますが、腎臓に所見が認められておりますが、この病変は、ヒトでは生じない α_{2u} -グロブリン沈着に起因するということが確認されているということでございます。この試験で発がん性は認められておりません。そして、その下の方、マウスの試験でも発がん性は認められていないということでございます。

26 ページの下の方から 12. として生殖発生毒性試験がございますが、繁殖能に対する影響や催奇形性は認められていません。

29 ページから 13. として遺伝毒性試験がございます。提出された試験成績は、すべて陰性で、代謝物も含めまして遺伝毒性はないと考えられています。

食品健康影響評価が 31 ページからまとめられております。暴露評価対象物質については、フルチアニル(親化合物のみ)という設定で、ADI は 33 ページでございますが、ラットでの試験成績に基づいて 2.4 mg/kg 体重/日と設定されております。

最後から 2 枚目のページ、右肩に「参考」とあるページをお願いいたします。

本件につきまして、昨年の 11 月 25 日まで御意見・情報の募集を行いましたところ、1 通の御意見がございました。

御意見の 1. でございますが、NOAEL の求め方について、少々乱暴な求め方と感じましたという趣旨の御意見でございます。ラットでの長期毒性試験で腎症性の変化が観察された用量を、ヒトでの変化にはないことだからと 1 けた高い用量の範囲に求めた議論は乱暴といった御指摘をいただいております。長期毒性試験結果については真摯に受けとめ、NOAEL を査定すべきと考えますという御意見をいただいております。2. は、従って、ADI 値は 1 けた違ったものになると思ったしだいという御意見、3. では、かかる、新規に得られる NOAEL 並びに ADI 値に基づいて再度慎重な結論が導き出されるものと感じましたという御意見をいただいております。

この 1. から 3. につきましての回答でございます。ラットを用いた長期毒性試験において認められた腎臓への影響である近位尿細管上皮細胞硝子滴沈着につきましては、免疫染色の結果、 α_{2u} -グロブリン沈着に起因することが確認されているということを説明しております。 α_{2u} -グロブリンは、ヒトでは産生されないため、 α_{2u} -グロブリン腎症はヒトには関連のない雄ラットに特有の病変であると考えられることが文献等で報告されているということを回答しております。農薬専門調査会では、当該試験で認められた近位尿細管上皮細胞硝子滴沈着がヒトでも起こる可能性につ

いて慎重に検討した結果、発生機構から考えてヒトでは起こり得ないと考えられたことから、これを踏まえ当該試験の無毒性量を 249 mg/kg 体重/日としましたという回答でございます。以上より、農薬専門調査会では適切に評価を行っており、2年間慢性毒性/発がん性併合試験（ラット）における無毒性量及び当該無毒性量を根拠とした ADI は妥当であると考えていますという回答でございます。

次のページをお願いいたします。

4点目の御意見は、残留値は化学分析感度を上げた方法で、主要野菜（レタスなど）について再度、測定し直す必要があるものと感じますという御意見です。

回答につきまして、作物残留試験における定量限界については、農林水産省の通知におきまして「食品規格が定められている農薬については、基準値の 1/10 を目処に、その他の農薬では通常 0.01~0.05 ppm を目処に設定し」とされているということを説明しております。本剤は食品規格が定められておりませんので、適用対象作物についていずれも 0.01 mg/kg 未満を定量限界として試験が行われていることから、実施された作物残留試験は妥当であり、再試験の必要はないと考えているということを回答しております。「なお」といたしまして、今回の評価要請でレタスへの登録申請はないということも説明しております。

5. は、化学的性状上、自然界環境中で分解しにくいことが示されております、生態毒性への影響に関する情報も開示すべきではないでしょうかという御意見でございます。

回答は、農薬専門調査会では、食品中の残留農薬について食品健康影響評価を行っておりますということを説明して、いただいた生態毒性への影響に関する御意見は、リスク管理機関である厚生労働省、農林水産省、環境省にお伝えしますというものでございます。

最後のページには変更点がございますが、誤記修正、記載の整備でございます。

続きまして、資料 2-3 をお願いいたします。「メタゾスルフロン」という農薬の評価書でございます。

こちらの 7 ページをお願いいたします。

7. といたしまして、開発の経緯がございます。このものは水稲用の除草剤でございまして、今回新規に農薬登録申請があったということでございます。

毒性試験の結果が、20 ページからになっております。さらにその次の 21 ページに（2）として急性神経毒性試験の成績がございますが、ラットでのこの試験では神経毒性は認められておりません。

また、24 ページには、（4）といたしまして 90 日間亜急性神経毒性試験（ラット）の成績がご

ございます。記載は次のページになりますが、こちらでも神経毒性は認められておりません。

25 ページから 11. として慢性毒性試験及び発がん性試験がございます。25 ページの下の方の (2) 1年間慢性毒性/2年間発がん性併合試験(ラット)が ADI の設定根拠となった試験でございます。こちらでは最高用量群の雌で子宮内膜腺癌が増加しましたが、無毒性量は求められておりまして、無毒性量は雄の値の方が低くて、雄で 2.75 mg/kg 体重/日と考えられたということでございます。

27 ページの下の方からマウスでの発がん性試験がございますが、マウスで発がん性は認められていないということでございます。

28 ページから生殖発生毒性試験がございます。繁殖能への影響は認められておりません。

29 ページ以降に発生毒性試験がございます。(2) のラットでの試験では、母動物に毒性の認められる用量で内臓変異や骨格変異がございましたが、親動物と胎児ともに無毒性量は設定できておりまして、30 ページの (3) ウサギでの発生毒性試験では催奇形性は認められていないということでございます。

30 ページの 13. の遺伝毒性試験では、提出された試験成績は陰性でございます。遺伝毒性はないと考えられております。

31 ページの下の方から、その他の試験がございます。ラットでの 2 世代繁殖試験で膈開口の早期化が認められましたので、機序確認を目的とした試験が行われたということでございます。

33 ページにまとめた記載がございます。雌雄動物に繁殖への影響は認められないこと、本剤に直接的性ホルモン様作用、ホルモンに対する影響は認められなかったことから、この膈開口早期化については毒性学的意義は低いと判断されております。

食品健康影響評価は 34 ページからでございます。農産物中の暴露評価対象物質は親化合物のみとされておりまして、ADI は 37 ページに記載がございますが、ラットの試験成績に基づき 0.027 mg/kg 体重/日と設定されております。

こちらから最後から 2 枚目をお願いいたします。

昨年の 12 月 23 日まで御意見・情報の募集を行いましたところ、1 通の御意見をいただきました。

御意見の 1 番ですが、当該親化合物の化学的物性値から、難分解性がうかがわれます。市場で使用された際、親化合物として長期にわたって残留する可能性がわかります。この点について、十分な注意を払ってほしいと感じましたという御意見でございます。

回答でございますが、本剤については、土壌中運命試験等が行われているということを説明し、好氣的湛水土壌中運命試験においては、親化合物は土壌層に移行して急速に消失し、推定半減期は

39.3 日とされているということ、また、土壌残留試験においては、親化合物の推定半減期は 10.9～29.7 日とされており、農薬専門調査会ではこれらを踏まえて評価を行っているということを回答しております。いただいた御意見はリスク管理に関するものと考えられることから、リスク管理機関である厚生労働省、農林水産省、環境省にお伝えしますということを回答しております。

いただいたまを記載しております、次が 4. で、わら類への残留が多いというデータが示されております。乳牛等における乳への移行試験がないのはなぜでしょうか、ぜひデータを蓄積し、食品への、とりわけ乳幼児への健康に留意した考えを行政側として持つべきではないかという御意見でございます。

回答でございますが、本剤の厚生労働省からの評価依頼に当たって、乳汁への移行試験に係る資料は提出されていないということをまず説明しております。「なお」というところでございますが、乳汁への移行試験につきましては農林水産省の通知がございまして、次のページになりますが、「作物残留試験の結果、稲わらについては当該農薬の成分等の残留量が 1 ppm 以下である場合」は提出を要しないとされているということでございまして、本剤の作物残留試験における稲わらの残留値は 0.01 ppm 未満であったということを回答しております。いただいた御意見については、リスク管理機関である厚生労働省、農林水産省、環境省にもお伝えしますということも回答しております。

5. は、発がん性において子宮内膜腺癌が低用量で散見されているということを御指摘になり、つまり正確な NAEL は求められていないと判断した方が妥当と思われるデータですという御意見でございます。

回答ですが、ラットあるいはマウスの生涯の大半にわたる長期間観察を行う発がん性試験では、対照群を含め様々な臓器・器官に多様な腫瘍が認められるということを説明いたしまして、今回、ラットの発がん性試験で子宮内膜腺癌が最高投与量群で有意に増加し、かつその発生頻度が背景データを上回っていたことから、この増加は本剤投与による影響であると判断しましたということを回答しております。その他の投与群についても、子宮内膜腺癌は低頻度認められましたが、統計学的有意な増加でないこと、用量相関性がないこと、さらに上記の背景データ内であることから、本剤投与に関連しないと判断したということを回答しております。また、遺伝毒性は認められなかったことから、本試験において無毒性量を設定することは可能と判断したという回答でございます。

6. は、女性群において子宮内膜炎症の発現は非常に高位な発生になっていることは行政側もご存じかと思っております、したがって、当該農薬の除草剤の使用形態を無差別に環境に曝露されることのないよう、行政指導してほしいと感じましたという御意見でございます。

回答でございますが、本剤を用いた種々の試験結果から、本剤には生体への性ホルモン様作用はないと考えられるということをも説明しております。農薬専門調査会では、ADI に基づく管理が適切に行われれば、安全性は担保されると考えているということをお返しております。いただいた御意見はリスク管理に関するものと考えられることから、リスク管理機関である厚生労働省、農林水産省、環境省にお伝えしますという回答でございます。

最後のページにこの評価書の変更点がございます。記載の整備、誤記修正でございます。

以上の3件につきましては、専門調査会の結論をもちまして関係機関に通知したいと考えております。

説明は以上でございます。

○小泉委員長 ありがとうございます。ただ今の説明の内容、あるいは記載事項につきまして御意見・御質問ございませんでしょうか。

○村田委員 資料2-2の質問と回答で、質問のところにNOAELの求め方について質問があり、回答で α_{2u} -グロブリン沈着というのが雄ラットに特有の病変で、ヒトに外挿することはできないという回答で、そのとおりだと思うのですが、私は病理にそれほど詳しくないので、この辺のところをもう少し病的に、説明していただけるとありがたいと思います。もし廣瀬先生に教えていただければと思います。

○小泉委員長 では、廣瀬さんのほうからお願いします。

○廣瀬委員 α_{2u} -グロブリンというのは、雄の肝臓でつくられて、それで腎臓の尿細管に、特に近位の尿細管に粒状に、硝子滴と言われるのですけれども沈着していくわけです。それで終わればいいのですけれども、その後、尿細管が二次的に死んでいきます。死ぬと、今度また再生が起こってきます。そういう壊死、再生を繰り返してくると、腎臓に最終的には腫瘍ができてくる場合があるのです。そういう意味で毒性学的には重要であると思います。雌にはそういう α_{2u} -グロブリンはできないので、そういう腎症も起こらないし腎臓の腫瘍も発生しません。例えば雄にエストロゲンを投与すると、 α_{2u} -グロブリンの産生を抑えられるというような実験結果も出ております。そういうことで、ヒトにはそういうグロブリンはありませんので、ヒトに外挿できない病変であるし、また発がんの過程でもあるということなのです。

○村田委員 ヒトはもちろんですけれども、ほかの動物もないということなのですね。分かりました。ありがとうございます。

○小泉委員長 ほかに御質問ございませんか。よろしいですか。

それでは、本3件につきましては農薬専門調査会におけるものと同じ結論、すなわちトリフルラリンの一日摂取許容量を0.024 mg/kg 体重/日と設定する、フルチアニルの一日摂取許容量を2.4 mg/kg 体重/日と設定する、メタゾスルフロンの一日摂取許容量を0.027 mg/kg 体重/日と設定するということよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

(3) 食品安全モニターからの報告(平成23年9月、10月分)について

○小泉委員長 次の議事に移ります。

「食品安全モニターからの報告(平成23年9月、10月分)について」です。
事務局から報告をお願いします。

○北池勸告広報課長 それでは、お手元の資料3に基づきまして御説明をさせていただきます。

平成23年9月、10月のモニターでございますけれども、9月中に26件、10月中に10件の計36件の報告がございました。内訳につきましては、その下の表に入れてございますけれども、一番多いのは放射性物質関係でございます。ただ、9月に比べて10月は報告件数そのものが減ってきているという状況でございます。今回の2カ月につきましては、かなりいろいろな報告がございましたので、今回特に新たにいただいている報告を中心に御説明をさせていただきたいと思っております。

開けていただきまして、放射性物質の関係でございます。牛、あるいはコメ、暫定基準値、あるいは安全性、注意喚起など、いろいろな観点からの御報告をいただいております。

それで、コメントにつきましては4ページから載せていまして、食品安全委員会のコメントといたしましては、評価の内容と、現在ホームページ等でこういう情報提供をしておりますということに記載させていただいております。6ページからは厚生労働省、7ページは農林水産省のコメント、

特に農林水産省はコメに関するコメント、あるいはそれ以外、最後には魚介類に関するコメントが記載されてございます。

それから、続きまして9ページでございますけれども、食品添加物の関係でございます。「着色料について、生鮮食料品は禁止されている。加工食品に関しては、現在自主検査、モニタリングが行われて、今後もそういうものの継続が望まれる」というような御意見、それから人工甘味料のアスパルテームのことに関する安全性の御心配の件、それから3つ目につきましては、食品添加物の印象ということで、「保存性の有効性とか、あるいは経済効果の存在の中で、厳格な規則と使用基準があるため、身体不具合を発生しないことを知らしめる行動が必要ではないか」というような報告でございます。

それに関しまして、その下に食品安全委員会のコメントを載せさせていただいておりますが、「こういう評価の仕組み、あるいは私どもとしては、その内容を詳しく伝えるDVDも作成して紹介をしております」ということを書かせていただいております。10ページのところに、今御指摘のあったアスパルテームにつきまして、「海外情報としまして食品安全委員会の会合で紹介しております」ということを載せさせていただいております。

その次のページが11ページでございますけれども、リスクコミュニケーションの関係でございます。これにつきましては、一番上の御報告の中には、「宮崎近郊では行われていないので、できるだけやっていただきたい」というお話と、2点目につきましては、「ホームページにつきまして丁寧に回答してよいページだと思う」という御回答の上、ただ、「専門知識がなくても十分理解できる内容を望むというのですか、とっつきがたい難しさがある」という御指摘をいただいております。それから、最後の食品安全委員会の取り組みとしまして、「地方でも催し物を開催していただきたい」という御指摘でございます。

それにつきまして食品安全委員会のコメントといたしまして、私どもとしましては、リスクコミュニケーションにつきましていろいろな形で、こういう形でやっているという実例を紹介させていただいておりますし、さらにその次のページにおきまして、ホームページ、メルマガや今後も引き続き効果的なリスクコミュニケーションになるように取り組んでいきたいということと、地域における食品安全モニターの方々の御活躍についてもよろしくお願いをしたいという趣旨のものを入れてございます。

それから、その下は微生物／ウイルスの関係で、卵の取り扱いについて、もう少し注意喚起が必要であろうというお話と、鳥インフルエンザ対策につきまして、国内養鶏業者等に対して感染予防の周知徹底を行うべきというような御報告でございます。

それ以降、13 ページに関しまして食品安全委員会からのコメントとしまして、卵の安全性に關しますリスクプロファイルの關係、あるいはホームページの記載について書かせていただいておりますし、14 ページからに關しましては鳥インフルエンザ対策、さらに 15 ページからは農林水産省のコメントということで、安全性、鳥インフルエンザのコメントを載せさせていただいているところでございます。

それから、16 ページの健康食品の關係でございます。これにつきましては、健康食品の效果について消費者が誤認しないように、分かりやすい表示、適切な説明が行われるよう何らかの規制をお願いしたい。あるいは健康食品の販売に対する規制という報告でございます。

これについては消費者庁のコメントといたしまして、健康の保持増進効果等については健康増進法により禁止されているとともに、平成 22 年 8 月に論点整理をし、その周知徹底を図っているという趣旨のコメントが載っております。

その次は表示の關係でございます。17 ページでございますけれども、表示につきましても、加工食品に關する原材料表示をもっとわかりやすいものにとということで業界指導をしていただきたいという話と、栄養成分表示の義務化につきまして、義務化を進めるべきだというようなコメントをいただきまして、これにつきましては、下に消費者庁からの現状の状況を記載させていただいております。

それから、その次の 18 ページに食物アレルギーの防止の關係でございまして、アレルギー防止対策としてアレルギーの認知度の向上及び予防対策の強化が必要だということと、アレルギー食品の対処方法ということで、アドレナリンのことを踏まえながら、対処が完成されていないようだ、対処の難しさを考えるというようなお話でございまして、これにつきましては、その下に消費者庁のコメントとしまして、消費者向けのパンフレットとしていくつかのものを使って、それをもとに自治体に配布、あるいはホームページに掲載をして普及啓発を図っているという状況のことをコメントさせていただいております。

それから、その次のページが 19 ページのところでございます。金属の關係で、アルミニウムの危険性表示ということで、「膨張剤にはアルミニウムが多く含まれており、早急に食品安全委員会が評価することを望みます。また、摂取量を減らすために表示の見直しが必要だ」という御意見をいただいております。

食品安全委員会からのコメントとしまして、アルミニウムについては平成 22 年 3 月に自ら評価の対象案件として選定しており、現在、評価に必要な毒性等の所見、知見及びデータが不足しているため、まずは情報収集を行っているということで、食品安全委員会としては、今後もリスク評価

を行うための情報収集を引き続き行っていきますということを書かせていただいております。

それから、開けていただきまして、その次のページに窒息事故の関係が出てございます。「食品の重大事故は後を絶たない。もっと周知させるために、従来の情報提供の仕方では不十分ではないか。もっと考えてほしい」という御報告でございませう。

これにつきましては、消費者庁のコメントとしまして、ホームページを中心に情報提供を行っているということを書いてございませうし、21 ページのところに食品安全委員会からのコメントといたしまして、私どものホームページにおきまして、こういう具体的な内容で掲載をしておりますということについて書かせていただいております。

それから、自然毒の関係で、フグ毒についての御指摘をいただいております。フグ毒の取り扱い資格というのは、国内統一ではなくて都道府県ごとに定められている。国内統一した筆記と実技試験を行ってはどうかというような御提案でございませう。

これにつきましては、22 ページのところに厚生労働省のコメントを入れてございませうけれども、厚生労働省としては、フグの講習会につきましては、その地域の状況に応じて各都道府県が食品衛生を確保する最も効果的と考える取り組みを行っている。こうした制度において現在安全性は確保されておりますというコメントが載っております。

その次がトランス脂肪酸の関係でございまして、トランス脂肪酸の安全性が疑問だということでございます。

これにつきましては、食品安全委員会からのコメントといたしまして、主に 23 ページでございませうけれども、昨年の 10 月 20 日に評価結果をまとめており、その評価結果の内容について記載するとともに、現在の日本人のトランス脂肪酸の摂取実態と健康評価についての見解を記載させていただきます。今後、正式に評価結果を取りまとめて通知するという予定ということを入れさせていただきます。

それから、その次のページが 24 ページでございませうけれども、「遺伝子組換えパパイヤについて、実際に流通するというようなお話が出たから、安全性について相当な不安があります」というような御報告をいただいております。

これにつきましては、食品安全委員会のコメントとしまして、パパイヤ 55 については安全性の評価をしております、その評価内容について 24 ページの下側のところに載せさせていただきます。

続きまして 25 ページに、「アメリカで起きたメロン食中毒というような形で、アメリカでリステリア菌に汚染されたマスクメロンを食べて 13 人の方が亡くなるというニュースを聞いておる。

そういう状況から、もっとそういう広く注意喚起を呼びかけるべきじゃないか」という御指摘をいただいています。

私ども食品安全委員会のコメントといたしまして、アメリカで起きたメロンの食中毒については、第 407 回の安全委員会に報告しておりまして、ホームページ上でこの URL を紹介して内容をお示ししているという状況でございます。

それから、その次のページに行かせていただきますけれども、先月もございました賞味期限の関係でございます。これについては消費者庁から、現在の賞味期限と消費期限のことにつきまして記載をさせていただいていますし、その次のページにつきましては TPP と食の安全性の関係、それから、27 ページの下のところじゃがいの発芽防止の目的での放射線照射の件が載っております。これにつきましては、「テレビ報道の中で見た感じ、非常に報道を見ると、いかにも放射線照射は危険であるとの風評が懸念されると。そういう面で、関係機関と連携して国民への適切な啓発を進めていただきたい」というお話でございまして、食品安全委員会の回答につきましては 28 ページに載せてございまして、食品安全委員会としては、これまで我が国にばれいしょの放射線を照射したことを原因とする健康被害の情報、あるいは安全性に懸念があるといった情報は入手しておりません。我が国のレベルとしては、WHO のレベルとしても低い状況でありますということを記載させていただいております。それが 28 ページでございまして、29 ページでございまして、BSE の全頭検査の見直しの関係が出てきています。これにつきましては、厚生労働省と食品安全委員会のコメントでございまして、食品安全委員会として、現在専門調査会を開催して審議を進めることとしておりますという回答を載せさせていただいております。

以上でございます。

○小泉委員長 ありがとうございます。ただ今の報告の内容、あるいは記載事項につきまして御質問ございませんでしょうか。よろしいですか。

○熊谷委員 1 つ質問ですけれども、12 ページに卵の安全性についてのコメントと、それから、それに対する食品安全委員会からのコメントということで、今までもいろいろ食品安全委員会のホームページなどで公開していますけれども、その中に、ちょっと記憶が怪しいんですけれども、卵の黄身と白身をまぜると、菌がその中にいると増殖しやすい状況が生まれるんですね。それで 2000 年前に卵のサルモネラ食中毒というのはすごく多かったんですけれども、今は大分減りましたが、そのときに重要なこととして 1 つ挙げられたのは、卵を割って黄身と白身をまぜて、それで

室温に置いておくというのが非常にリスクを高めるということがありまして、もしそういうことがどれにも記載されていないようでしたらば、当時は厚生省だったと思うんですけども、そこにそういうことが記載されたものがあると思いますので、もしなければ、その内容をどこかに盛り込んでおくといいのかもしれないと今考えた次第なんです。

○小泉委員長 評価書にちゃんと記載されているかどうか、まず調べて、その結果によって、一緒に相談していただいて、どういう形で載せていくかということを検討するというところでよろしいでしょうか。

○熊谷委員 はい。既に掲載されていれば、それはそれでいいと思います。

○小泉委員長 掲載されていない場合には、相談して検討してください。評価課長、どうですか。

○坂本評価課長 確認してみませんと、ちょっと今コメントできません。

○小泉委員長 ほかに何か御質問ございますか。よろしいでしょうか。

(4) その他

○小泉委員長 ほかに議事はございますか。

○井原総務課長 特にございません。

○小泉委員長 それでは、本日の委員会の議事はすべて終了いたしました。

次回の委員会会合は、来週2月2日木曜日、14時から開催を予定しております。

また、明日27日金曜日、10時から「化学物質・汚染物質専門調査会幹事会」が公開で、14時から「添加物専門調査会」が公開で、来週30日月曜日、「動物用医薬品専門調査会」が公開で、それぞれ開催される予定となっております。

以上をもちまして、第416回食品安全委員会会合を閉会といたします。

どうもありがとうございました。